



申告は郵送でも
できるよ！

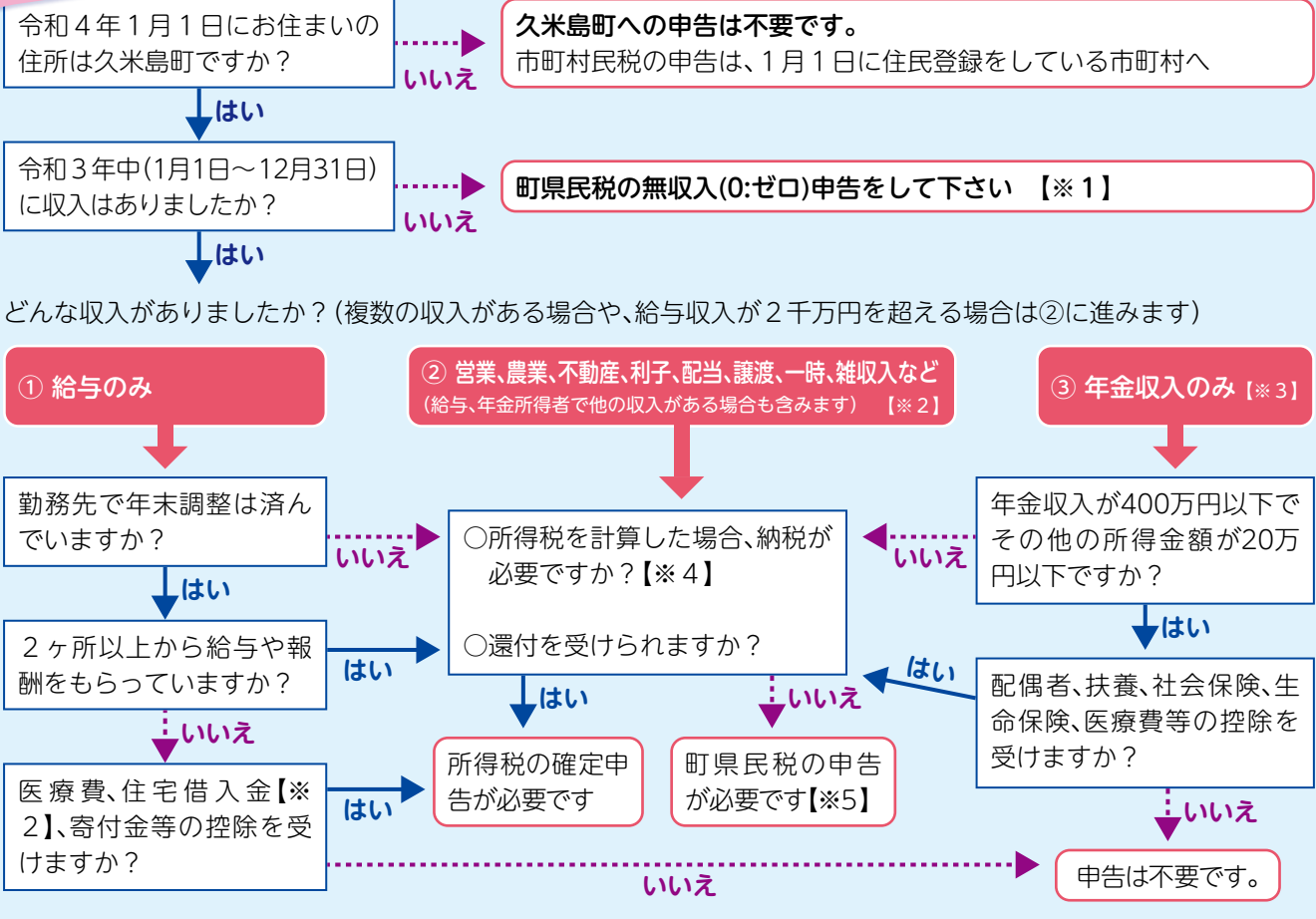
のお知らせ

申告期間：2月16日～3月15日まで

令和4年度町県民税を決定するために、前年1年間(令和3年中)の収入について申告していただきます。
この申告は、町県民税だけでなく、多くの住民サービスにおいて算定の基礎となり、申告が必要であるのにも関わらず申告しない(未申告)場合、「国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない」「医療費の自己負担が高額となる」「所得証明書が発行できない」「保育料が高い段階になる」など、各種サービスを受ける際に、不利益が生じることがあります。次のチェック表で申告が必要かどうか、確定申告か町県民税の申告かを確認し、3月15日(火)までに申告して下さい。

あなたは申告が必要？確認してみましょう

スタート!



- 【※1】無収入(0:ゼロ)申告は、具志川出張所(総合窓口)でも行えます。ご連絡いただければ申告書を郵送いたします。
- 【※2】損失や譲渡など複雑な申告を要する方、また住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、沖縄税理士会による「無料相談会」で申告をお願いします。
- 【※3】障害年金、遺族年金、失業保険等の非課税所得のみの方は、町県民税の申告をしてください。
- 【※4】所得税の計算ができない方は、申告相談にお越しください。
- 【※5】年末調整済の給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、町県民税では所得の多少に関わらず、全ての所得を申告する必要があります。(各種サービスを受けるため)

申告の際は利用者識別番号が必要になります！

令和3年分より、町で作成・受付をした申告書は電子データで税務署に提出することから、申告者の利用者識別番号(16桁)が必要になります。番号を取得していない場合は、申告会場で番号取得をするためご協力をお願いします。なお、e-Taxを利用したことがあり既に番号を取得している場合は税務署からのお知らせなど番号がわかる書類をご持参ください。

◆ 利用者識別番号とは？

e-Taxを利用するために必要な16桁の番号のことで、利用者本人を確認するものです。
※マイナンバーとは異なります。